

介護予防訪問介護・第1号訪問事業 重要事項説明書

社協介護サービス



社会福祉法人 君津市社会福祉協議会

TEL 0439-55-2218

FAX 0439-55-2270

〒299-1152

君津市久保3丁目1番1号

君津市保健福祉センター「ふれあい館」内

1. 当事業者(社協介護サービス)が提供するサービスについての相談窓口

電話 0439-55-2218 午前8時30分～午後5時15分まで
ただし、土日祝、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

担当 サービス提供責任者 馬屋原 千里・吉田 さやか

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 事業者の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
所在地	君津市久保3丁目1番1号 君津市保健福祉センター「ふれあい館」内
介護保険指定番号 その他のサービス	・訪問介護 千葉県保指指令第30号の91 ・介護予防訪問介護 事業者番号 1273000149 ・居宅介護支援
サービスを提供する地域	君津市全域

(2) 同事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1名		1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	2名	
訪問介護員	介護福祉士	4名	8名	介護予防
	訪問介護員1、2級 介護職員初任者研修課程	4名		

(令和7年6月1日現在)

3. サービス内容

・ADL、意欲向上のためのともに行う援助

- 利用者と一緒に、利用者を手助けしながら行う調理（立位安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 入浴、更衣等の見守り（転倒予防のための声かけ、気分の確認を含む）
- 声かけをすることで本人が自分でできる事が継続できるように支援する（声かけや見守り中心に必要なときだけ介助します）
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要なときだけで、事故がないように常に見守る）
- 車椅子や歩行器で店に同行し、本人が自ら品物を選べるよう援助する（転倒防止のための見守り）
- 冷蔵庫の中の整理（本人と一緒に）
- 洗濯物を一緒に干しながら、見守り・声かけをする
- 洗濯物をたたむ（本人ができることは本人していただく）等

訪問介護員の禁止行為、訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

保険給付として不適切な事例への対応について

（1）次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

- ① 「直接本人の援助」に該当しない行為
 - ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
 - ・ 自家用車の洗車・清掃 等

- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等
- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

料金表 基本料金（月単位の定額）
契約書別紙で詳細記載してあります。

(2) 加算料金

① 初回加算（新規）・・・・・・・・・・200 単位

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又はその他の訪問介護員等が、訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

② 特定事業所加算（Ⅱ）・・・・・・・・100 分の 10（10％）に相当する単位数

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・1,000 分の 182（18.2％）に相当する単位数

(3) 利用料の支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。お支払いの際に領収証を発行いたします。

す。お支払方法は以下の通りです。

- ① 金融機関口座よりの自動振替（毎月27日・27日が休日の場合は翌営業日）
- ② 指定口座への振込み（末日までにお振込みください）

振込先 君津市農業協同組合 周西支店 普通預金 口座番号3523881

口座名義：しゃかいふくしほうじん きみつししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 君津市社会福祉協議会

(4) 交通費

交通費は無料です。

(5) キャンセル料

キャンセルは早めにご連絡ください。24時間前までに通知した場合は無料です。

24時間以内、又は当日のキャンセル料は一律500円頂きます。

連絡先電話番号：0439-55-2218

※ 土日祝・年末年始の場合は提供責任者へご連絡ください。

5. その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の光熱水費は、利用者の実費負担となります。
- ② 降雪や台風、又は災害などによりやむを得ず訪問できない場合があります。その際は、事前にご連絡いたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に地域包括支援センターへご相談ください。地域包括支援センターの指示により、サービス提供責任者がお伺いしてサービスの契約をいたします。

介護予防訪問介護計画については利用者及びそのご家族と相談のうえ作成し、その内容について利用者及びそのご家族に説明をいたします。その内容について同意をいただければ、介護予防訪問介護計画を利用者に交付いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむをえない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- 介護予防介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立又は要介護と判定された場合。
- 利用者が亡くなったとき。

④ その他

- 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者又はその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合は、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者がサービス利用料金の支払いを2カ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、もしくは利用者又はその家族などが事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7. 社協介護サービスにおける介護予防訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

指定介護予防訪問介護は要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

- ① 介護予防訪問介護のサービスにあたっては、介護予防訪問介護計画に基づき、適切に利用者の日常生活支援を行います。
- ② 介護予防訪問介護サービスにつきましては、親切丁寧に行い、利用者又はその家族に対してサービス提供内容を理解しやすいように説明いたします。
- ③ 介護予防訪問介護サービスの提供につきましては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって対応いたします。

- ④ 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ⑤ 業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、正当な理由無く漏らしません。
- ⑥ 訪問介護員の資質向上のため必要な研修を行い、訪問介護についての研鑽に努めます。

(2) サービス利用のため

事 項	有無	備 考
訪問介護員の変更の有無	有	変更をご希望される方はお申し出ください
従業者への研修の実施	有	
介護予防訪問介護計画の作成	有	
その他		

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名		
	連絡先		
ご家族	氏 名		続柄
	連絡先		

9 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止対策委員会を設置し指針を整備します。
- ② 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

- ③ 利用者・利用者家族・職員からの虐待の通報を受けた場合には虐待防止指針に従い対応致します。

虐待防止に関する 責任者	事務局長 : 江澤 利明
虐待防止に関する 担当者	地域福祉係長 : 川名 史哲

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

また、感染症が発生しない、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ② 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ インフルエンザやその他感染症が拡大し対策が必要と判断される場合は、厚生労働省・千葉県の方針に従って必要な対策を講じ感染拡大防止に努めます。

11 業務継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 介護支援専門員・訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ④ 「社会福祉法人君津市社会福祉協議会災害対応マニュアル」に基づき、災害への対応をいたします。
- ⑤ 災害や感染症が発生した場合において、各々が必要と思われる物資（非常食・紙オムツ・パット・水・着替えなど）の備蓄を勧めます。

12 訪問介護計画の提出

お客様の居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するように努めます。

13 不当な働きかけの禁止

事業所は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援

専門員等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求める事、その他の不当な働きかけを行わないものとします。

14 ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

お客様又はそのご家族等による、事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

15 サービス内容に関する苦情

① 当事業所のお客様相談・苦情担当

社会福祉法人 君津市社会福祉協議会 電話 0439-57-2250

(1) 苦情受付担当者：藤村 奈央、馬屋原 千里、吉田 さやか

(2) 苦情解決責任者：川名 史哲

(3) 苦情解決第三者委員：高橋 隆、小泉 淑江、石井 治子

② その他、当事業所以外に、次の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(1) 君津市福祉部 介護保険課 電話 0439-56-1736

(2) 千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情相談窓口 電話 043-254-7428

16 情供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の 実施の有無	無
実施した直近の 年 月 日	月 年 日

介護予防訪問介護に係る個人情報提供について

私（利用者又はその家族）の個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び介護予防訪問介護サービス契約書第 11 条に基づき社会福祉法人君津市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が下記に記載するところにより提供することについて同意します。

1 個人情報利用の目的

(1) 事業所内部で利用に関すること

- ① 当事業所が利用者に提供する介護予防訪問介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護予防訪問介護サービスの利用のうち
 - ・ 契約の開始、終了等の管理
 - ・ 訪問介護員
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告

(2) 他事業所への情報提供

- ① 介護予防訪問介護サービス計画に沿った円滑なサービスの提供のため
 - ・ サービス担当者会議
 - ・ サービス事業者との連絡調整
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関への請求書類の提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

2 上記以外の利用目的

当事業所の管理運営業務のうち

- ・ 介護予防訪問介護サービスや業務の改善のための基礎資料
- ・ 当事業所等において行われる学生等への実習の協力

なお、個人情報の利用、提供に際しましては必要の範囲内とし関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。

令和 年 月 日

介護予防訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 千葉県君津市久保3丁目1番1号
社会福祉法人君津市社会福祉協議会

会 長 加 藤 美 代 子 ⑩

説明者 _____ ⑩

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、介護予防訪問介護の提供に同意します。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代筆人 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との関係)